

外国特別会員綱紀保持共助規則

(昭和六十二年三月十三日規則第四十四号)

改正 平成二六年一月二八日

第一条 日本弁護士連合会(以下「連合会」という。)及び各弁護士会は、外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人の綱紀保持につき相互に協力しなければならぬ。

第二条 連合会及び弁護士会は、その所属外国法事務弁護士若しくは外国法事務弁護士法人につき綱紀保持のため必要あるとき又は外国法事務弁護士綱紀委員会若しくは綱紀委員会より請求あるときは、特定事項の調査を他の弁護士会に委嘱することができる。

2 前項の委嘱を受けた弁護士会は、すみやかに、調査をとげ、その結果を囑託した弁護士会に報告しなければならない。

第三条 弁護士会は、外国法事務弁護士の入会申込を受けた場合において、申込者が嘗て弁護士、外国法事務弁護士若しくは常時勤務を要する公務員であった者であるとき又は所属弁護士会を変更しようとするものであるとき

- 1 -

は、入会の許否につき綱紀上又は参考となるべき事項の調査を他の弁護士会に委嘱することができる。

附 則

この規則は、理事会の定める日(昭和六十二年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二六年一月一八日規則第一六五号)

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国  
弁護士による法律事務の取扱いに関する特  
別措置法の一部改正に伴う規則の整備に關  
する規則 第一条、第二条、第三条改正)

抄

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに關する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十九号)の施行の日から施行する。(後略)

(平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行)

- 2 -